

被災された方のための 生活支援情報

第 65 号
平成 28 年 1 月 27 日
仙台市復興事業局生活再建推進室

TEL 214・8559 FAX 214・5130
〒 980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

被災者生活再建支援制度（基礎支援金） の申請期限延長について

被災者生活再建支援制度（基礎支援金）の申請期限が、1年間延長になりました。申請がお済みでない方は手続きをお願いします。なお、これまで支給を受けた方への追加の支給を行うものではありません。

【被災者生活再建支援制度】

震災により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、住宅の被害程度に応じた基礎支援金と、住宅の再建方法に応じた加算支援金を支給し、生活の再建を支援します。なお、加算支援金は、基礎支援金の対象に該当する場合のみ対象となります。

●申請期限＝【基礎支援金】平成29年4月10日

【加算支援金】平成30年4月10日

●受付会場＝市役所本庁舎5階社会課、区役所保健福祉センター管理課

●受付時間＝平日9:00～16:30（閉庁日を除く）

問い合わせ 被災者支援情報ダイヤル ☎214・3805
（平日9:00～17:00）

「住まいの復興給付金」申請相談会

「住まいの復興給付金」は、東日本大震災で被災した住宅の所有者が、消費税率8%引上げ（平成26年4月1日）以降に、住宅を建築・購入、または補修（工事費が税抜100万円以上）し、その後居住する場合に、消費税増税分相当（最大約90万円（建築・購入の場合））の給付が受けられる制度です。（被災時に住宅を所有していなかった場合、賃貸住宅にお住まいだった場合、消費税率5%で建築・購入あるいは補修を行った場合

は対象になりませんのでご注意ください）

この「住まいの復興給付金」の申請に関する相談会を行います。詳しくは、別添チラシをご覧ください。

◆日時＝2月19日（金）・20日（土）10:00～16:00

◆会場＝宮城野区中央市民センター第1会議室（宮城野区五輪2-12-70）

問い合わせ 事務局 ☎0120・250・460（9:00～17:00）

津波で流出した写真等の展示・返却を行います

回収された写真や賞状などの思い出の品を展示し、所有者やご家族への返却を行います。

なお、写真以外の品については今回の展示が最後となります（写真の展示については、今後も継続して行う予定です）。

◆日時＝3月11日（金）～3月21日（祝）10:00～17:00（3月14日（月）は、休館日のためお休みします）

◆会場＝宮城野区中央市民センター2階会議室

問い合わせ 防災計画課 電話214・3108

生活困りごとと、こころの健康相談会

さまざまな生活の困りごとと心の健康について、司法書士・保健師・臨床心理士・精神保健福祉士が相談に応じます。

◆日時＝2月9日（火）13:00～16:00

◆会場＝宮城県司法書士会館（青葉区春日町8-1）

◆対象＝市内にお住まいか通勤・通学している方

申し込み 電話で宮城県司法書士会 ☎263・6755（9:00～17:00）

問い合わせ 精神保健福祉総合センター ☎265・2191

※裏面にもお知らせがあります

市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所 ☎261・1111（代）

青葉区役所 ☎225・7211（代）

宮城野区役所 ☎291・2111（代）

若林区役所 ☎282・1111（代）

太白区役所 ☎247・1111（代）

泉区役所 ☎372・3111（代）

宮城総合支所 ☎392・2111（代）

秋保総合支所 ☎399・2111（代）

仙台市ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/>

仙台市携帯電話用ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/m/>

浸水ごみの無料収集は平成28年3月の受け付け分をもって終了します

東日本大震災の津波によって使用できなくなった粗大ごみ等処理する場合は、仙台市環境局が調査のうえ、無料で収集できるものがありますので、ごみがある区の環境事業所へお申し込みください。

なお、収集日時にかかわらず、申込期限は平成28年3月31日までですので、お早めにお申し込みください（収集は4月以降でも可）。

◆収集対象品＝津波で被災した家具・衣類・電化製品・食器等。なお、エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・パソコン・タイヤ・消火器等は対象外

◆収集日時＝環境事業所が申込者と日程を調整します

◆収集方法＝家屋内からの運び出しは行いませんので、収集日当日に収集車両の進入場所までごみを出していただき、立ち会いをお願いします。

申し込み 宮城野環境事業所 ☎236・5300、若林環境事業所 ☎289・2051

問い合わせ 廃棄物管理課 電話214・8227

応急仮設住宅の退去手続きをお忘れなく

応急仮設住宅を退去される場合は、退去に関する届け出が必要となります。退去が決まり次第、速やかに手続きをお願いします。

【借上げ民間賃貸住宅】

「解約申出書」の提出が必要です。解約（退去）日は貸主や仲介業者等と調整してください。詳しくは仮設住宅室（☎214・5080）へお問い合わせください。

★「被災された方のための生活支援情報」の送付先の変更や、送付の停止については、仙台市復興事業局生活再建推進室 ☎214・8559までご連絡ください。

【プレハブ仮設住宅・借上げ公営住宅等】

「応急仮設住宅返還届」の提出と鍵の返却が必要です。退去日が決まり次第、仙台市建設公社（☎265・0310）へご連絡ください。

問い合わせ 仮設住宅室 ☎214・5080

エル・ソーラ仙台 女性相談

震災後の夫婦関係・家族・子育て・DV・生き方・人間関係・こころの問題などのさまざまな相談に女性相談員が応じます。

◆面接相談＝月～土曜日。託児あり（要予約）

☎268・8302（祝日、休館日を除く）

◆電話相談＝月・水～土曜日。9:00～15:30

☎224・8702（祝日、休館日を除く）

シングルマザーのためのマネースクール 「女性弁護士に学ぶマネートラブルにあわないために」

陥りやすいお金のトラブルの傾向と実態を知って、お金とのつきあい方を学びます。

	日時	内容	定員
2/21(日)	10:30～12:00	セミナー	20人〔先着〕
	12:30～15:35	特別相談（1人60分程度）	4人〔先着〕

◆会場＝エル・ソーラ仙台

◆講師・相談＝弁護士・丸山水穂氏、消費生活専門相談員・浅井幸子氏

◆対象＝市内にお住まいの母子家庭の母、寡婦の方および離婚を考えている子育て中の女性

◆託児あり（6カ月～未就学児。要申し込み）

申し込み 電話で（託児は2月13日までに）仙台市母子家庭相談支援センター ☎212・4322